

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東25 - 1
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 近畿財務局長
 【提出日】 平成25年4月12日
 【会社名】 近畿日本鉄道株式会社
 【英訳名】 Kintetsu Corporation
 【代表者の役職氏名】 取締役社長 小林 哲也
 【本店の所在の場所】 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
 【電話番号】 06(6775)3465
 【事務連絡者氏名】 経理部長 泉川 邦充
 【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
 【電話番号】 06(6775)3465
 【事務連絡者氏名】 経理部長 泉川 邦充
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 30,000百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	平成25年3月14日
効力発生日	平成25年3月22日
有効期限	平成27年3月21日
発行登録番号	25 - 関東25
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額150,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）にもとづき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 150,000百万円
 (150,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）にもとづき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

株式会社名古屋証券取引所（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	近畿日本鉄道株式会社第80回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金300億円
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	金300億円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.70%
利払日	毎年4月20日および10月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成25年10月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月20日および10月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、払込期日の翌日から平成25年10月20日までの利息を計算するときおよび半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）1 1. 元利金の支払）記載のとおり。</p>
償還期限	平成29年4月20日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成29年4月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄の振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(3) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）1 1. 元利金の支払）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年4月15日から平成25年4月25日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年4月26日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

<p>財務上の特約 (担保提供制限)</p>	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために、当社の所有する資産のうに担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産について担保権設定の予約をする場合または当社の所有する特定の資産について当該社債以外の社債の担保に供しない旨を約する場合(以下「担保提供」という。)は、本社債のために担保付社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 前項にもとづき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。</p>
<p>財務上の特約 (その他の条項)</p>	<p>1. 担保付社債への切換え</p> <p>当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法にもとづき設定することができる。</p> <p>2. 担保権設定の手続</p> <p>当社は、別記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定または前項により担保権を設定する場合、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p> <p>3. 当社が合併により担保提供されている資産を承継する場合、または既に担保提供されている資産を取得する場合は、別記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定は適用されない。</p> <p>4. 当社は、本社債発行後、当社の他の国内社債のために担保提供しようとする場合は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、債務の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。</p> <p>5. 特定物件の留保</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の所有する特定の資産(以下「留保資産」という。)を本社債以外の債務の担保に供しない旨を約することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次の から についても特約するものとする。</p> <p>当社は、留保資産のうに、本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権、その他の権利もしくはその設定の予約、または本社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを保証すること。</p> <p>当社は、社債管理者の書面による承諾なく、留保資産を他に譲渡または貸与しないこと。</p> <p>当社は、原因のいかんにかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面をもって社債管理者に通知し、その指示にしたがうこと。</p> <p>当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、社債管理者の指定する資産をただちに留保資産に追加すること。</p> <p>当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむをえない事情がある場合は、社債管理者の書面による承諾を得て、留保資産の一部を留保資産から除外し、または留保資産の一部もしくは全部を他の資産と交換することができること。</p> <p>当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに担保付社債信託法にもとづき、本社債の担保として当社の総財産のうち社債管理者が指定する物件のうに担保権を設定し、社債管理者は、本社債の社債権者のためにこれを取得すること。</p> <p>(3) 本項第1号の場合、社債管理者は、社債権者保護のため本項第1号の目的を達成するために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。</p>

財務上の特約 (その他の条項)	<p>6. 特約の解除</p> <p>当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定もしくは本欄第1項により本社債のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定した場合、または前項により本社債のために特定の資産を留保した場合であって、社債管理者が承認したときは、以後別記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定、本欄第3項および第4項は適用しない。</p> <p>7. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当社は、次の場合には本社債全額について期限の利益を喪失する。ただし、当社が、本社債のために、担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときは、本項第2号および第4号は適用しない。</p> <p>(1)当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。</p> <p>(2)当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定に違背したとき。</p> <p>(3)当社が本欄第2項、第4項、(注)3.、(注)4.、(注)5.第2号および(注)8.の規定または条件に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。</p> <p>(4)利益の維持</p> <p>本社債の払込期日以降、当社の各事業年度における監査済の損益計算書(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。))による。)に示される経常損益が3期連続して損失となった場合、その最終の事業年度(以下「最終事業年度」という。)の末日より4か月を経過したとき。ただし、最終事業年度の経常損失額がその直前期の経常損失額を下回り、かつ、3期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生1期目直前期の末日における監査済の貸借対照表(財務諸表等規則による。)に示される純資産の部の金額の30パーセントを超えない場合は、この限りでない。</p> <p>本号 ただし書の場合で、最終事業年度に引き続く事業年度における経常損益が損失となった場合、その事業年度の末日より4か月を経過したとき。</p> <p>(5)当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済することができないとき。</p> <p>(6)当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(7)当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。</p> <p>(8)当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。</p> <p>(9)当社の事業経営に不可欠な財産に対し強制執行もしくは競売の申立があったとき、もしくは滞納処分としての差押えがあったとき、またはその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じ、かつ、社債管理者が本社債の社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めたととき。</p>
--------------------	--

(注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

信用格付: BBB(トリプルB)(取得日 平成25年4月12日)

入手方法: R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」(<http://www.r-i.co.jp/jpn/cfp/news.html#tab-anchor-release>)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03(3276)3511

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

信用格付: BBB+(トリプルBプラス)(取得日 平成25年4月12日)

入手方法: JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03(3544)7013

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の適用を受けるものとし、別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって取り扱われるものとする。また、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき、本社債の社債券は発行しない。ただし、社債等振替法第67条第2項に該当する場合には、本社債の社債権者は社債券の発行を請求することができる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 社債管理者に対する定期報告

(1) 当社は、平常社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当および処分については、社債管理者にこれを通知するものとする。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とする。

(2) 当社は、金融商品取引法にもとづき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書および訂正報告書ならびにその添付書類を関東財務局長に提出した場合は、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写を提出する。

4. 社債管理者に対する通知

(1) 当社は、次の各場合にはあらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

当社の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、または貸与しようとするとき。

事業の全部または重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。

資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。

組織変更、合併または吸収分割をしようとするとき。

(2) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときおよび変更が生じたときは、当社は遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、代表者の記名捺印した書面をもって社債管理者に通知する。

5. 社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めるところにしたがい、その権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

(2) 前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力するものとする。

6. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立に関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

7. 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含む。)、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者のうち残存する者がある場合には、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。

8. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関し社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、電子公告に加えて東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

9. 社債権者集会

(1)本社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。

(2)本社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。

(3)本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

(4)本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1項の定めるところによる。)の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

10. 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	8,200	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	7,700	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	5,100	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	4,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	1,800	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅4丁目7番1号	800	
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋1丁目8番12号	700	
SMBCFriend証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	500	
安藤証券株式会社	名古屋市中区錦3丁目23番21号	400	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀4丁目7番1号	200	
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20番3号	200	
エース証券株式会社	大阪市中央区本町2丁目6番11号	200	
丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋2丁目5番2号	100	
高木証券株式会社	大阪市北区梅田1丁目3番1-400号	100	
計	-	30,000	

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住 所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社りそな銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 大阪市中央区備後町2丁目2番1号	1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の社債管理手数料については、社債管理者に期中において年間各社債の金額100円につき金4.5銭を支払うこととする。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
30,000	150	29,850

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額29,850百万円は、全額を社債償還資金(第71回無担保社債15,000百万円 平成25年5月27日償還、第62回無担保社債20,000百万円 平成25年6月4日償還)の一部として充当する予定であります。

第2【売出要項】


該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、次のとおりであります。

記載箇所	記載内容
表紙	<p>1. 近畿日本鉄道株式会社第80回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の愛称として、“近鉄伊勢志摩ボンド”と記載する。</p> <p>2. 「社章」</p> 

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第101期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
平成24年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）
平成24年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）
平成25年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづく臨時報告書を平成24年6月26日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の2の規定にもとづく臨時報告書を平成24年8月10日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定にもとづく臨時報告書を平成24年8月10日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項を記載しておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

株式会社名古屋証券取引所（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

近畿日本鉄道株式会社本社事務所（大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。